

「連携用医用情報(PDI)」で可搬型媒体を使用する場合の解釈

令和3年2月14日

日本医療情報学会

1. 本指針(「連携用医用情報(PDI)」)にしたがって医用情報を可搬型媒体に格納し連携を行う場合には、本指針を以下のように解釈し運用するものとする。

なお、本指針は、すでに HELICS 推奨となっている DICOM 規格の Part 10 Media Storage に準拠しているので、そちらも参照されたい。

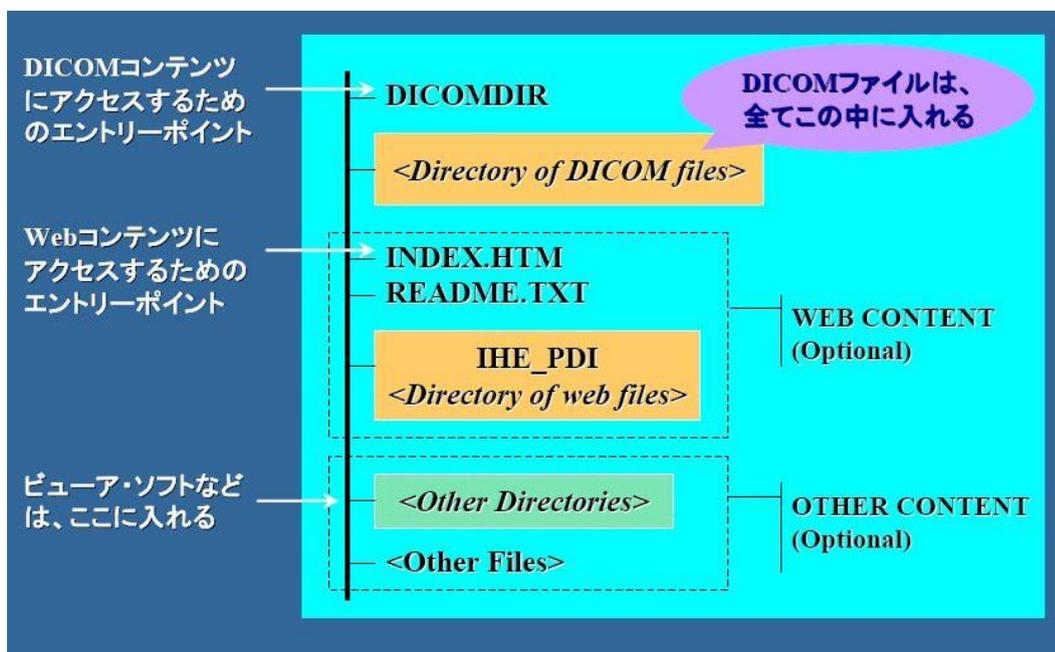
2. 媒体

CD の場合には、ISO 9660 Level1 準拠のこと。すなわち：

- ・ディレクトリ名は8文字以内、ファイル名は8文字以内+拡張子3文字以内、ただし DICOM 画像ファイルは拡張子なし。
- ・ディレクトリ名、ファイル名に用いる事が出来る文字は、英大文字、数字、アンダースコアのみである。
- ・ディレクトリの階層は、ルートを含めて8階層まで。

3. ディレクトリ構造

DICOM コンテンツに関しては、DICOM Part 10 Media Storage に定める方法による。つまり、DICOMDIR はルートディレクトリ直下にあり、それに並列してDICOM画像ファイルが入ったフォルダが置かれる。Web コンテンツ、その他コンテンツはオプションである。置かれる場合は下図(IHE-J のHP 上、PDI に関するベンダーワークショップ資料より引用)に示される位置に置かれる。



3. ビューワなどデータ利活用のためのアプリケーションの格納方法

- ・自動起動の設定はなるべく避ける。
- ・インストールをローカルマシンに必要とするビューアなどソフトウェアを格納する事は妨げないが、自動インストールの設定にすることはなるべく避ける。
- ・アプリケーションを自動的に起動またはインストールするリンクをHTMLファイルに記載することはなるべく避ける。
- ・アプリケーションの起動にあたってはかならずユーザに対して、実行しようとしているソフトウェアは外部から提供されたメディア上に存在するソフトウェアであることを提示した上でそれを実行してよいか問い合わせ、ユーザがそれを拒否できるようにすること。
- ・アプリケーションがローカルマシンのディスク上ファイルを作成しようとする場合にも、そのことを通知し拒否ができるようにすること。

4. 日本 HL7 協会からの関連規格との関係

すでに HELICS 推奨となっている「(HS006) HL7J-CDA-004 可搬電子診療文書媒体規格」、および平成20年1月に申請された「診療情報提供書V1.0」は、先述の図に従ってDICOM 画像、DICOMDIR を格納し、other files の部分にHL7 形式の検査結果、処方内容、HL7 CDA 形式の患者への文書(前者の場合)、紹介状(後者の場合)が格納されており、従ってこの二つは本規格に準拠している。診療情報提供書、あるいは患者への文書とともに、必要であれば検査結果、処方内容なども媒体に格納する場合は、先述の2規格を利用すべきであり、本規格の連携データと、紹介状などの別媒体とに分けることは、患者取り違えの問題もあり、推奨されない。

DICOM 画像のみを媒体に格納する場合は、本規格が該当するが、病院での病診連携部などでの受け入れを考えると、同じ理由で、患者 ID 情報などの必要最小限情報が CDA 文書となっている「(HS006) HL7J-CDA-004 可搬電子診療文書媒体規格」を利用すること、つまり必要最小限の患者 ID 情報文書を PDI 媒体に格納することが将来的には望ましい。

(以上)